Ⅶ　防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書の作成方法

商施規様式第８（第２条関係）

【書類名】　　防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願
（【整理番号】）
（【提出日】　　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　　特許庁長官　　殿
【防護標章登録の登録番号】
【更新登録出願人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　【代表者】　　㊞　又は　識別ラベル
　（【国籍】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】　　㊞　又は　識別ラベル
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

〔備考〕

１　防護標章登録に基づく権利に係る商品及び役務の区分の数を減じて存続期間の更新登録の出願をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄の次に「【商品及び役務の区分】」の欄を設けて、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを次のように記載する。

【商品及び役務の区分】
　　【第○類】
　　【第○類】

２　商標法第65条の３第３項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第65条の３第３項の規定にによる防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願」と記載する。

３　その他は、様式第２の備考及び様式第４の備考３と同様とする。

防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願期間を経過した場合の救済措置

特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号。以下、この節において「平成23年改正法」といいます。）が平成24年４月１日に施行され、商標法第24条の３第２項に規定する期間内に防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願ができなかったことについて正当な理由があるときは、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願が認められることとなりました。

この場合、その理由がなくなった日から２月以内で、期間経過後６月以内に限り、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をすることができます（商65の３（３））。防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をする際には、手続をすることができなかった理由を記載した回復理由書を提出しなければなりません。（手続の詳細や、「正当な理由」が認められ救済される可能性が高い事例等については、ガイドラインにより特許庁ホームページ上で公開されますので、参照してください。）

なお、平成23年改正法が適用されるのは、平成23年改正法施行の際（平成24年４月１日）、現に存するもの、すなわち本来の防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願できる期間が満了していない場合です。それ以前に防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願できる期間が満了している場合には、適用されません（平成23年改正法附則第５条６項）。

商施規様式第８の２（第２条関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　平成　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【防護標章登録の登録番号】
【更新登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】　㊞　又は　識別ラベル
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】　㊞　又は　識別ラベル
【回復の理由】
【提出物件の目録】

〔備考〕

１　「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者２人以上あるときは、次の様

に欄を繰り返し設けて記載する

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

２　「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び理由がなくなった日について具体的に記載する。

３　「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

１　その他は、様式第２の備考１から４まで、13から18まで、20、23、25及び34から38までと同様とする。この場合において、様式第２の備考16中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第65条の３第３項の規定により防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をするときは、「【更新登録出願人】」と読み替えるものとする。